

表：長野県内市町村における再生可能エネルギー導入に関する条例や要綱等

市町村名	届出対象行為	対象規模等	根拠	施行年月	備考	許可	届出	抑制区域	住民説明	事前協議	協定締結	立入調査
長野市	太陽光発電施設	出力20kW以上(屋根設置を除く)	条例	2021/4/1	ガイドライン(2015/9)から規模や説明範囲等を拡大		○		○	○		○
松本市	再生可能エネルギー	太陽光(屋根は除外)・太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスの発電設備 1,000㎡以上	指導基準	2015/7/1	浸水想定区域等の特定区域では事前協議が必要		○	○	○			
上田市	太陽光発電施設	敷地面積1,000㎡以上かつ出力50kW以上	条例	2019/7/1	指導要綱2015.7.10、ガイドライン2017.4、条例2019.7		○	○	○	○		○
岡谷市	再生可能エネルギー	出力10kW以上(屋上設置を除く)	ガイドライン	2016/4/1			○		○			
飯田市	工作物一般	敷地面積1,000㎡以上	(景観条例等)				○					
諏訪市	太陽光発電施設	発電施設(10kW以上)、太陽熱(集熱器総面積100㎡以上)、熱利用(出力100kW以上)	ガイドライン	2017/4/1			○		○			
須坂市	工作物一般	一般地域(1,000㎡)及び景観育成重点地区(300㎡)を超えるもの	(内部規定)	2013/4/1			○		○			
小諸市	太陽光発電施設	合計出力10kW以上の事業。50kW未満の場合は説明会の開催を求めない	指導要綱	2019/1/3	開発行為等調整委員会内部規定		○			○		
伊那市	再生可能エネルギー	太陽光20kW以上(屋上設置は50kW以上)、小水力・風力・バイオマスは10kW以上	ガイドライン	2020/9/1	2015.4に策定、2018.4改正を経て、再改定		○	○	○	○		
駒ヶ根市	太陽光発電施設	「地上への太陽光発電設備設置に関わる説明会等の手引き」	手引き	2017/7	景観条例による手続きは500㎡以上が該当		○		○	○	○	
中野市												
大町市	太陽光発電施設	出力10kW以上(屋根設置を除く)	要綱	2020/4/1	開発指導要綱(2015)の対象事業を拡大		○		○	○	○	
飯山市	太陽光発電施設	パネル面積の合計 20 ㎡超(既存建築物への後付は外観変更手続(25 ㎡超が対象)	(景観計画)	2017/6/1	景観計画に基づく届出対象を拡大(県基準に合わせて)		○					
茅野市	太陽光発電施設	出力10kW以上(屋根設置を除く)	条例	2020/1/1	旧ガイドライン(2014/9)を見なおし、環境保全条例化		○		○	○		
塩尻市	再生可能エネルギー	太陽光(10kW)小水力・風力(20kW)、その他(10kW)を利用した発電設備	ガイドライン	2020/12/4	旧ガイドライン(2017/11)を見なおし、対象を拡大		○		○	○	○	
佐久市	太陽光発電設備	売電目的とするものすべて	ガイドライン等	2020/4/1	旧ガイドライン及び要綱(2018/9)を改訂し、対象を拡大		○		○	○		
千曲市	太陽光発電設備	すべての太陽光発電設備について設置方法、意匠・形態、色彩などを提示	(景観計画)	2020/12/21	旧計画(2009/8)を改訂し、太陽光を追加		○					
東御市	太陽光発電設備	出力10kW以上(屋根設置を除く)	条例	2014/4/1	東御市環境をよくする条例の改正により届出義務を追加		○					
安曇野市	太陽光発電設備	土地利用の変更の届出義務(場所、面積などにより手続きが異なる)	条例	2015/10	安曇野市の適正な土地利用に関する条例	○			○	○		
小海町												
川上村												
南牧村	開発行為	建築及び開発に係る行為全般	条例	2007/4/1	美しいむらづくり条例		○		○	○		
南相木村												
北相木村												
佐久穂町	太陽光発電設備	開発面積500㎡以上(屋根設置を除く)	条例	2014/4/1	環境保全条例施行規則、環境保全基準を改正	○			○	○	○	
軽井沢町	太陽光発電設備	工作物の新築として手続きが必要	条例	2010/6/25	自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例		○		○	○		
御代田町	太陽光発電施設	1,000㎡以上について抑制すべきエリア等や開発面積に応じた緩衝帯の幅を規定	ガイドライン	2020/11/20	1990/6版を改正		○	○	○		○	
立科町	太陽光発電施設	出力10kW以上(屋根設置を除く)	指導要綱	2019/4/1	技術的取扱い要領を併せて制定		○		○	○	○	○
青木村	太陽光発電設備	規模要件の規定なし	指導要綱	2018/2/2	2017/5版を改正		○		○	○	○	○
長和町	太陽光発電施設	面積1,000㎡以上かつ発電出力50kW以上	要綱	2016/9/26	新設以外にも既存設備の増設・改修・廃止も対象		○		○	○	○	○
下諏訪町	再生可能エネルギー	太陽光・小水力・風力・バイオマス・その他の発電設備各10kW以上	ガイドライン	2017/8/10	町域外でも影響が及ぶ恐れがある場合は調整を求める		○		○	○		
富士見町	太陽光発電設備	出力10kW以上(屋根設置を除く)	条例	2019/6/25	太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例	○		○	○	○		○
原村	太陽光発電設備	出力10kW以上(屋根設置を除く)	条例	2019/10/1	太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例	○		○	○	○		
辰野町	再生可能エネルギー	太陽光・小水力・風力・バイオマス・その他の発電設備各30kW以上	条例	2020/9/17	条例制定に伴い旧ガイドラインを廃止	○		○	○	○		○
箕輪町	再生可能エネルギー	太陽光・小水力・風力の発電容量を問わず(太陽光の屋根設置は10kW未満を除外)	ガイドライン	2020/7/1	新築・増築・改修を対象		○		○	○	○	
飯島町	再生可能エネルギー	太陽光・小水力・風力・バイオマス・その他の発電設備各10kW以上	条例	2014/2/14	飯島町自然エネルギー基本条例		○		○	○		
南箕輪村	再生可能エネルギー	太陽光・小水力・風力・バイオマス・その他の発電設備各10kW以上	ガイドライン	2014/8/1	新設、増設、改修を対象		○		○	○		
中川村	太陽光発電設備	出力10kW以上(屋根設置を除く)	条例	2020/10/1	太陽光発電施設の設置等に関する条例		○	○	○	○	○	
宮田村	再生可能エネルギー	太陽光・小水力・風力・その他の発電設備各10kW以上	ガイドライン	2014/8/1	新設、増設、改修を対象		○		○	○		
松川町	再生可能エネルギー	太陽光・小水力・風力・バイオマス・その他の発電設備各10kW以上	ガイドライン	2018/4/1	新設、増設、改修を対象		○		○	○		
高森町	太陽光発電施設	町の土地利用の届出に関する条例及び景観条例の対象となる設備	手引き	2020/10/1	立地を避けるべきエリア、慎重な検討を要するエリアを提示		○	○	○			
阿南町	再生可能エネルギー	太陽光(屋上設置を除く)・小水力・風力・バイオマス・その他の発電設備(規模要件なし)	ガイドライン	2018/4/1	町域外でも影響が及ぶ恐れがある場合は調整を求める		○		○	○		
阿智村	開発行為	建築及び開発に係る行為全般	条例	1973/9/27	自然環境保全条例		○				○	
平谷村												
根羽村	土地形質の変更等	1,000㎡以上の造成及びその土地の形質変更を行う行為	条例		自然環境保全条例	○			○	○	○	
下條村	土地形質の変更等	1,000㎡以上の造成及びその土地の形質変更を行う行為	条例		自然環境保全条例		○					
売木村	再生可能エネルギー	太陽光(屋根設置を除く)・小水力・風力・バイオマス・その他 各50㎡以上かつ50kW以上	条例	2016/9/15	「地域主導型事業」の認定規定		○		○	○		○
天龍村												
泰阜村												
喬木村												
豊丘村												
大鹿村	土地形質の変更	面積が1000㎡以上の場合は届出	条例	2011/3/18	大鹿村美しい村づくり条例		○					
上松町	再生可能エネルギー	太陽光(屋根を含む)・太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスの発電設備 10kW以上	条例	2018/9/21	自然環境等との調和に関する条例		○	○	○	○		○
南木曾町	再生可能エネルギー	太陽光(屋根は除外)・太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスの発電設備 500㎡以上	条例	2017/12/15	自然環境等との調和に関する条例		○	○	○	○		
木祖村	再生可能エネルギー	太陽光(屋根は除外)・太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスの発電設備 1,000㎡以上または出力10kW以上	条例	2017/12/20	自然環境等との調和に関する条例		○	○	○	○		
王滝村												
大桑村												
木曾町	再生可能エネルギー	太陽光(屋根設置を除く)、抑制地域での事業区域100㎡及び高さ10m以上の風力	条例	2019/10/1	町としての不同意を明記	同意	○	○	○	○		○
麻績村	再生可能エネルギー	太陽光・風力・地熱等	条例	記載なし	抑制区域で100mを超える場合は原則不同意	同意	○	○	○	○		○
生坂村												
山形村	太陽光発電施設	事業系出力10kW以上(屋根設置を除く)	条例案	2021/4/1予定	意見募集中(1/27×切)	同意	○	○	○	○	○	
朝日村	再生可能エネルギー	太陽光・風力・地熱を利用した発電設備(屋根設置の10kW未満は除外)	条例	2019/12/18	抑制区域を設置		○	○	○	○		○
筑北村	再生可能エネルギー	抑制区域内での全てと、抑制区域外の50kW以上	条例	2018/9/1	50kW未満でも開発区域が15m以内のものは同一事業		○	○	○	○		○
池田町	土地利用	10m超は申請が必要。開発区域500m超は住民説明会等が必要。屋根設置は対象外。	条例	2011/10/1	エリアにより可否が異なる	○		○	○	○	○	○
松川村	土地形質の変更	面積が500㎡以上の場合は届出	条例	2001/10/1	松川村むらづくり条例	○		○	○	○		○
白馬村	土地形質の変更等	高さ18mを超えるもの又は3,000㎡以上の土地の形質変更等を行う行為	条例	2018/4/1	自然環境基本条例	○		○	○	○		○
小谷村												
坂城町												
小布施町	開発行為一般	景観計画区域における行為の届出(全域)・事前協議(景観形成重点地区)が必要	条例	2005/12/20	うるおいのある美しいまちづくり条例		○			○		
高山村	太陽光発電施設	太陽光パネルの合計面積が500㎡を超えた場合に届出	条例	2008/12/1	村景観条例	○				○		
山ノ内町												
木島平村	開発行為一般	工作物の建設等で高さ15mを超えるもの又は延べ面積500㎡を超える場合	条例	1990/3/16	村自然保護条例	○				○		
野沢温泉村	開発行為一般	建築物、工作物、広告物の建設等・土地の変更・その他景観に影響を及ぼす行為	条例	2011/4/1	うるおいのある美しいまちづくり条例		○			○		
信濃町	太陽光発電施設	出力20kW以上または開発面積400㎡以上の太陽光(屋根設置を除く)	指導要綱	2017/6/30	ガイドラインもあわせて策定		○		○	○		
小川村												
飯綱町	開発行為	太陽光は出力10kW以上、建築面積400㎡以上または高さ10m(風力など)	条例	2018/11/1	自然環境保全条例に基づく開発許可申請、事前協議	○			○	○	○	
栄村	開発行為	工作物の建設等で高さ16m以上又は延面積500㎡以上、1.0ha以上の立木伐採	条例	1990/6/1	自然保護条例		○		○	○		

作成：NPO地域づくり工房(2021年1月15日時点)  
調査方法：各市町村のホームページを検索。情報が不足している市町村については長野県「太陽光発電施設設置に係る県内市町村取組状況等調査結果(H28.1末現在)」から補った。  
空白は上記2つ方法によっても対策を把握することができなかった。 条文等の読み込み不足による記載漏れ等もありうるので詳細は各市町村に問合せ願いたい。